

介護保険負担限度額認定更新のお知らせ

▼介護保険負担限度額認定とは

介護保険施設への入所やショートステイを利用したときの居住費・食費の費用は自己負担になります。ただし、市町村民税非課税世帯の方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。

現在交付されている負担限度額認定証は有効期限が令和4年7月31日までとなっています。

令和4年8月1日以降も継続して利用される場合は更新申請が必要となります。

令和4年5月31日時点で認定証の交付を受けている方に対して、「更新のお知らせ」をお送りします。

▼受付期間 令和4年7月1日（金）～令和4年8月31日（水）

午前8時30分～午後5時（※正午～午後1時、土日祝日を除く）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、**窓口での混雑を避けるため、更新のお知らせに同封した申請書に必要事項をご記入いただき、必要書類をご用意の上ご提出ください。**

※郵送でのお手続きも可能です。

【申請・問合せ】市役所介護長寿課 給付認定係 ☎ 0980-87-6022

介護保険負担割合証について

～7月中旬から郵送～

現在お持ちの介護保険負担割合証（緑色）の有効期限は7月末までとなっております。

要介護（支援）認定等を受けている方に、8月から使用する負担割合証を7月中旬～下旬に郵送しますので、負担割合証が届きましたら、内容をご確認ください。

本人の住所（介護長寿課にて送付先変更届けを出されている方は指定の住所）への発送となります。

【問合せ】市役所介護長寿課

給付認定係 ☎ 0980-87-6022

◇利用者負担（1割・2割・3割）が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

◇住所、氏名、生年月日などをご確認ください。

青い羽根募金 –ご協力をお願いいたします–

令和4年も「海の日」を中心に7月1日から8月31日までの2ヶ月間を青い羽根募金活動強調運動期間となっています。この募金は船舶の遭難や海洋レジャー事故の際の人命救助及びその訓練、機材の購入等に活用されます。

市民の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

募金の振込先

沖縄銀行 高橋支店
普通預金 1526329

◎募金先・問い合わせ

農林水産商工部水産課

（社）琉球水難救済会

☎ 0980-82-1529

☎ 098-868-5940

